

平成 30 年 3 月 30 日
神戸税関業務部

大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する
不当廉売関税について（本措置）

「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成 29 年政令第 324 号）」が公布されたことに伴い、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手（当該貨物による保税製品を含む。）を輸入する場合には、一般税率のほか、暫定的な不当廉売関税が課されていますが、本日（3 月 30 日）、「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 121 号）」が公布されたことに伴い、平成 30 年 3 月 31 日から平成 35 年 3 月 30 日まで不当廉売関税が課されることとなりました。

つきましては、下記内容を参照のうえ適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

なお、輸入手続を含め本件に関し不明な点がありましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第 1 部門（078-333-3086）宛照会願います。

記

1. 課税物件	大韓民国及び中華人民共和国 ^(注) を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手 (関税定率法別表第 7307.93 号に掲げる物品のうち炭素鋼製のもの)
2. 課税標準額	一般関税の申告価格 (CIF) と同一
3. 不当廉売関税税率	・大韓民国産 (ティーケー・コーポレーション (TK CORPORATION) により生産されたもの) 41.8% ・大韓民国産 (上記以外のもの) 69.2% ・中華人民共和国産 ^(注) 57.3%
4. 適用期間	平成 30 年 3 月 31 日から平成 35 年 3 月 30 日まで

(注) 香港地域及びマカオ地域を除く。